

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	本鵜沼二丁目2946番1地先		6.0	89.6
	917号線	本鵜沼二丁目2921番3地先			
2	鵜沼	本鵜沼二丁目2951番地先		4.5	58.2
	918号線	本鵜沼二丁目2907番7地先			
3	辻堂	辻堂元町一丁目2087番18地先		4.5	57.0
	647号線	辻堂元町一丁目2148番8地先			
4	辻堂	辻堂元町三丁目3176番3地先		4.5	22.6
	648号線	辻堂元町三丁目3240番7地先			
5	辻堂	辻堂元町五丁目3160番1地先		4.2	18.0
	649号線	辻堂元町五丁目3160番5地先			
6	明治	羽鳥二丁目1282番64地先		4.2	17.4
	497号線	羽鳥二丁目1282番73地先			
7	明治	羽鳥五丁目4076番14地先		5.0	72.0
	498号線	羽鳥五丁目4080番地先			

8	明治	城南二丁目1205番14地先	4.5 ～ 5.0	58.7
	499号線	城南二丁目1205番20地先		
9	六会	亀井野字不動上506番1地先	6.0	74.6
	879号線	亀井野字不動上516番7地先		
10	湘南台	今田字古道714番1地先	6.0	138.5
	433号線	今田字古道709番42地先		
11	湘南台	今田字古道709番31地先	4.5	22.1
	434号線	今田字古道709番27地先		
12	亀井野5号	亀井野字渋沢3217番2地先	2.5 ～ 4.7	88.6
	歩行者専用道	亀井野字渋沢3303番3地先		

提案理由

鶺沼917号線ほか11路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

## 参 考

### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。